

*** 参考：写真の確認により「一部損壊（半壊に至らない）」の罹災証明書を交付した事例（長野県長野市）**

・長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等の一部損壊により共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。

（必要なもの）

- ・罹災証明書等交付申請書
- ・被害状況がわかる写真（カラー印刷可）
- ・建物等の図（手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください）

出典：長野市ホームページ

*** 参考：写真を元に被害程度の聞き取りを行った事例（熊本県合志市）**

・平成28年4月の熊本地震において、第1次調査では被災者が持参した写真を元に被害程度の聞き取りを行った。軽微な被害であり、一部損壊（半壊に至らない）の判定となることについて被災者が納得した場合には、その場で罹災証明書を交付した。